

- 厚生労働大臣は、法に定める事項に関し、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定め、公表するものとしています。
- 指針に定められているのは次の事項です。（※  は令和7年4月施行、  は令和7年10月施行）
- ・ 労働者の育児休業申出、出生時育児休業申出及び介護休業申出に関する事項
  - ・ 出生時育児休業期間中の就業に関する事項
  - ・ 子の看護等休暇及び介護休暇に関する事項
  - ・ 所定外労働の制限に関する事項
  - ・ 時間外労働の制限に関する事項
  - ・ 深夜業の制限に関する事項
  - ・ 本人又は配偶者の妊娠又は出産等の申出をした労働者に対する育児休業に関する制度等の個別周知及び育児休業申出等に係る意向確認のための措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ 就業に関する条件に係る労働者の意向の確認及び意向の配慮に関する事項
  - ・ 対象家族が労働者の介護を必要とする状況に至ったことの申出をした当該労働者に対する介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項の個別周知の措置並びに介護休業申出及び介護両立支援制度等申出に係る意向確認のための措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ 40歳に達した日の属する年度等の始期に達した労働者に対する介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項の情報提供の措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ 育児休業及び介護休業に関する事項を定め、周知するに当たっての事項
  - ・ 育児休業申出等が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ 介護休業申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ 育児休業又は介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理に関して必要な措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ 育児休業又は介護休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関して必要な措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ 介護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ 育児のための所定労働時間の短縮措置又は育児休業に関する制度に準ずる措置、在宅勤務等の措置若しくは始業時刻変更等の措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ 介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ 柔軟な働き方を実現するための措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ 育児休業、介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、妊娠・出産等をしたこと、対象家族が労働者の介護を必要とする状況に至ったこと、所定労働時間の短縮措置若しくは対象措置の申出等若しくは取得等又は意向の聴取により確認された労働者の意向の内容を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止に適切に対処するに当たっての事項
  - ・ 育児休業に関する制度又は所定労働時間の短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ 介護休業の制度又は介護のための所定労働時間の短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ 子を養育する労働者に係る定期的な面談等に関する事項
  - ・ 子を養育する労働者及び家族を介護する労働者に対して措置を講ずるに当たっての心身の健康への配慮に関する事項
  - ・ 妊娠・出産等や家族の介護に関する情報の適切な取扱いに関する事項
  - ・ 職場における育児・介護休業等に関するハラスメントに関して雇用管理上必要な措置を講ずるに当たっての事項
  - ・ その雇用する労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしてしようとする場合において、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮するに当たっての事項
  - ・ 派遣労働者として就業する者に関する事項

指針は、それぞれの措置を講じていくに当たっての目標又は重要な配慮事項となるものです。指針として定めた内容は、それぞれの項目のところに示したとおりです。